

【勤勉手当・再任用職員】

区 分	人 事 評 価 の 成 績 区 分			
	A・B	C (標準)	D	E
特定管理職員	0.57	0.535	0.45	0.35
校長 課長級	0.47	0.435	0.35	0.3
課長補佐級 係長級 ※下記に該当する職員を除く	0.46	0.4475	0.35	0.3
教諭・養護教諭・栄養教諭・実習教諭等、 主任寄宿舎教師等、学校栄養職員、 司書（県立学校）、船舶職員、技能労務職員 主任主事級	0.455	0.45	0.35	0.3

4. 長期勤続者の優遇措置

※特昇については、2017.1.1から廃止されていますが、評価者群Ⅳの教諭等、実習教諭等、学校栄養職員、船舶職員、主任・主事級、および現業職員については当分の間運用されます。

	本 体 措 置		救 済 措 置	
	要 件	加算号給数	要 件	加算号給数
長 期 勤続特昇	43歳以上かつ 勤続年数20年以上	2号	50歳以上かつ 勤続年数10年以上	2号以内
	48歳以上かつ 勤続年数25年以上	2号	53歳以上かつ 勤続年数10年以上	2号以内
勤続特昇	38歳以上かつ 勤続年数15年以上	2号	48歳以上かつ 勤続年数8年以上	2号以内

※上記要件を満たした日以降の直近の昇給日に加算措置をします。

(1) 勤続期間の計算方法

退職手当条例第7条の規定を準用します。

(2) 年齢要件

長期勤続特別昇給・勤続特別昇給を受ける年度の4月2日に年齢要件を満たしたものとみなします。

(3) 教育職給料表適用者の長期勤続特昇に係る勤続期間の算定方法

給料表適用の臨時講師全期間を算入

5. 昇給停止

56歳（技能労務職は58歳）を迎える年度以降は昇給しない。